

南相馬市教育振興基本計画策定に係る基本方針

【南相馬市教育委員会】

1 策定の趣旨

本市の南相馬市教育振興基本計画(以下「教育振興基本計画」という。)は平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの10年間にかかる教育の基本的な方向性を定めています。

平成27年度から令和元(2019)年度までの5年間にかかる具体的な施策を定めた「前期計画」、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間にかかる「後期計画」が満了するにあたっては、全計画期間との間に生じる1年間について“方向性の変更を含め検討”することとしました。

今回、市の最上位計画である南相馬市第三次総合計画(以下「市総合計画」という。)が令和5年度を始期として策定されることに加え、少子化、新型コロナウイルス感染症拡大、グローバル化の加速やDXの進展等、社会の大きな変化に対応していくため、令和5年度において、令和6年度を計画期間の始期とする新たな教育振興基本計画を策定するものです。

【現行の計画期間】

和 暦・年 度		平成27	平成28	平成29	平成30	31(元)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
西 暦・年 度		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
復興総合計画 (現行)	方向性	基本構想(10年)平成27年度～令和6年度								2年前倒して 次期計画策定	
	施策等	前期基本計画 (平成27年度～平成30年度)				後期基本計画 (令和元年度～令和4年度)					
教育振興基本計画 (現行)	方向性	基本的な方向性(10年)平成27年度～令和6年度								1年前倒して 次期計画策定	
	施策等	前期基本計画 (平成27年度～令和元年度)				後期基本計画 (令和2年度～令和5年度)					

2 教育振興基本計画の期間

(1) 基本的な方向性について

市総合計画が、100年先の南相馬市の未来を想像しつつ、基本構想については令和5年度から令和12(2030)年度までの8年間を計画期間として策定されます。

総合計画の内容と整合性を図り、連動していくため、次期の教育振興基本計画にかかる基本的な方向性についても、同じく8年間を計画期間と設定します。

(2) 基本計画について

基本的な方向性に示す目標実現のための手段を示す基本計画については、それぞれ4年間を計画期間と設定します。

(3) 実施計画について

施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な手段等を示す実施計画は毎年度見直しを行います。

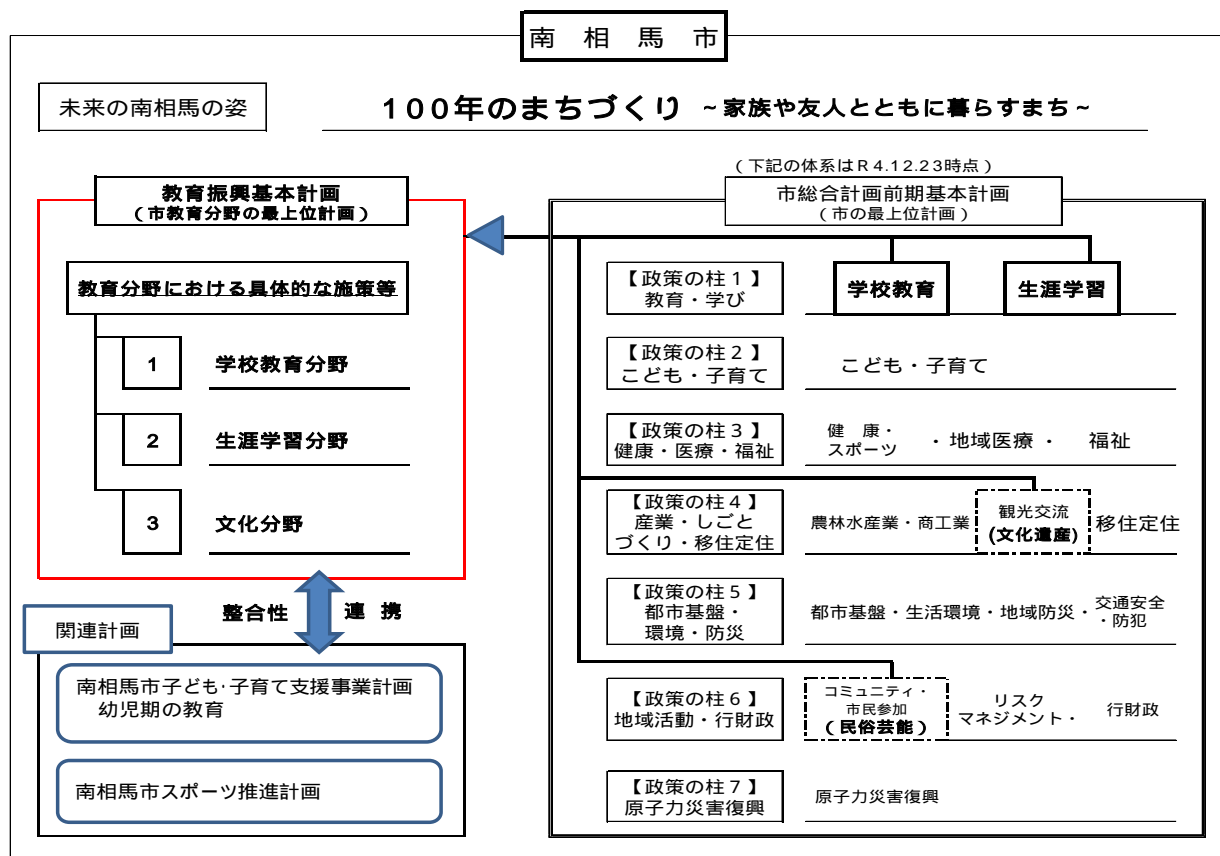
【次期策定の計画期間】

和 暦・年 度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	
西 暦・年 度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
第三次総合計画 (次期計画)	方向性	基本構想(8年)令和5年度～令和12年度								
	施策等	前期基本計画 (令和5年度～令和8年度)				後期基本計画 (令和9年度～令和12年度)				
教育振興基本計画 (次期計画)	方向性	基本的な方向性(8年)令和6年～令和13年								
	施策等	前期基本計画 (令和6年度～令和9年度)				後期基本計画 (令和10年度～令和13年度)				
(関連計画)										
国 第4期教育振興基本計画	令和5年度～令和9年度									
県 第7次福島県総合教育計画	令和4年度～令和12年度									

3 教育振興基本計画の体系

教育振興基本計画においては、「学校教育分野」「生涯学習分野」「文化分野」について定めるものとします。

また、幼児期の教育分野については「南相馬市子ども子育て支援事業計画」、スポーツ分野については「南相馬市スポーツ推進計画」とお互い整合性を図り、連携して施策を推進していきます。



4 教育振興基本計画策定の視点

教育振興基本計画にあたっては、以下の視点をもって策定します。

(1) 市総合計画との整合性

市の最上位計画である市総合計画と整合性を図りつつ、教育分野の最上位計画として策定する意義を踏まえながら、細やかな視点に立ち、策定します。

(2) 国・県における計画との整合性

国の第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）及び県の第7次福島県総合教育計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）を踏まえつつ、本市の現状と課題に沿って策定します。

教育基本法（平成18年法律第120号）抄

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(3) 市民等の意識・意見の把握

アンケート調査、パブリックコメントの実施及びこれに伴う地域協議会への報告等により、市民の意識や意見を捉え、教育振興基本計画に反映します。

(4) 教育分野における現状の把握と課題の整理

学識経験者、教育行政関係者、児童生徒の保護者及び庁内関係部局と連携を図り、本市における教育分野の現状把握を行い、課題を整理します。

(5) スクラップ&ビルドの視点

教育分野においても、新型コロナウイルス感染症拡大への対応、更なるグローバル化への対応、教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進など、大きな社会の変化・変革に順応していく必要があります。一方でそれらを支える人材や財政には限りがあります。新しいものを取り入れることと、既存の制度や事業をスクラップ（廃止・統合）すること、両方の視点をもって策定します。

(6) 教育を取り巻く環境の変化への対応

次期計画期間には、国の教育振興基本計画策定、10年に1度の学習指導要領改訂（令和10年度頃）や県の総合教育計画策定など様々な動きがあるほか、教育を取り巻く環境は常に変化しています。このような流れを迅速に捉え、取り入れていくことを踏まえながら策定を進めます。

5 教育振興基本計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

教育振興基本計画に対する意見を聴取するため、南相馬市教育振興基本計画策定委員会設置要綱に基づき、教育に関する学識経験者等から成る策定委員会を設置します。(人数：15人以内)

策定委員会の構成については、以下のとおりとします。

区 分	所属団体等
学識経験者	福島大学
教育行政関係者	南相馬市小学校長会
	南相馬市中学校長会
	南相馬市内に所在する高等学校長の代表
	南相馬市文化財保護審議会
	南相馬市図書館協議会
	南相馬市生涯学習推進委員会
保護者の代表者	南相馬市小・中学校PTA連絡協議会
	子ども・子育て審議会委員(2名)
地域の代表者	南相馬市区長連絡協議会
その他	その他教育長が必要と認める者(原町青年会議所)

(2) 有識者の知見活用

国や教育分野の潮流について知見・識見を有する方から成る「有識者会議」を設置し、助言及び提言を求めます。

(3) 庁内会議の設置

庁内関係部局との連携を図り、より実効性のある教育振興基本計画を策定するため、以下に示す組織の職員で構成する南相馬市教育振興基本計画策定庁内会議を設置します。

組 織
総務部財政課
復興企画部企画課
教育委員会事務局教育総務課
教育委員会事務局学校教育課
教育委員会事務局文化財課
教育委員会事務局生涯学習課
教育委員会事務局中央図書館

(4) 計画策定に係る業務の委託

教育振興基本計画の策定を円滑に行うため、アンケート調査・集計・分析、資料作成、会議運営、その他計画策定に係る業務の支援について委託します。委託先：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

6 スケジュール概要（予定）

時 期	内 容
令和5年 4月 ～ 7月	<p>[委託業者] アンケート調査の実施・集計・分析</p> <p>[庁内会議]</p> <p>アンケート調査結果を踏まえた現状・課題等の整理</p> <p>○教育振興基本計画（素案）策定作業</p> <p>[第1回策定委員会] 7月26日（水）開催予定</p> <p>現状と課題に係る意見交換</p>
令和5年 8月	<p>[第1回有識者会議] 調整中</p> <p>○本市の現状と課題等について説明</p> <p>○国等の動向についての聴取</p> <p>[庁内会議]</p> <p>○教育振興基本計画（素案）策定作業</p> <p>[第2回策定委員会] 8月下旬（予定）</p>
令和5年 9月	<p>[第2回有識者会議 必要に応じ]</p> <p>教育振興基本計画（素案）に対する意見交換</p> <p>[庁内会議]</p> <p>○教育振興基本計画（素案）策定作業</p> <p>[第3回策定委員会] 9月下旬又は10月上旬</p>
令和5年10月	教育振興基本計画（素案）の案の確認
令和5年11月	<p>上旬：</p> <p>[パブリックコメント前 企画調整会議・庁議付議]</p> <p>中旬～下旬</p> <p>[パブリックコメント前 地域協議会への報告]</p> <p>教育振興基本計画（素案）について</p> <p>[総合教育会議]</p> <p>教育振興基本計画（素案）及び南相馬市教育の大綱について</p>
令和5年12月	<p>[パブリックコメントの実施]</p> <p>教育振興基本計画（素案）について</p>
令和6年 1月	<p>[パブリックコメント後 企画調整会議・庁議付議]</p> <p>[パブリックコメント後 教育委員会協議会への報告]</p> <p>教育振興基本計画（案）について</p>
令和6年 2月	<p>[教育委員会定例会付議]</p> <p>教育振興基本計画（案）について</p> <p>[地域協議会への報告]</p> <p>パブリックコメントの結果及び教育振興基本計画策定について</p>
令和6年 3月	教育振興基本計画冊子発行・配布

7 全体像

